

《ひとり親家庭等への支援》

児童扶養手当

児童が安定した生活を送れるよう、「ひとり親※」に手当を支給する国の制度。手当の金額は、親の収入によって異なり、親や同居の親族（祖父母や兄弟など）に一定以上の収入があると対象からはずれる場合があります。

※婚姻の届出をしていなくても異性と同居又は、頻繁な訪問及び生活費の援助がある場合は対象外です。父親または母親に重度の障がいがある場合は、両親がそろっていても対象となります

対象者

次の要件の「児童※」を監護する母親、監護し生計を同じくする父親、もしくは父母にかわって養育している方

※18歳以後最初の3月31日までにある者。ただし、身体や精神に中度以上の障がいがある場合は20歳未満の者。

◇要件◇

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

支給金額

令和7年4月分以降

全部支給 月額46,690円 一部支給 月額46,680～11,010円

加算額（2人目以降）

全部支給 月額11,030円 一部支給 月額11,020～5,520円

支給日

年6回、奇数月の11日に支給月の前月までの手当が支給されます。

（例：3、4月分は5月支給）

支給日が土曜日、日曜日、祝日の場合は平日に繰り上げ。

申請をした日の翌月分手当から対象になります。

申請方法

窓口で家族の状況や就労・所得状況などを聞き取りし、必要書類をご案内します。

必要書類とともに認定請求書の提出をもって申請となります。



問合せ先

こども家庭課 TEL 0299-90-1205

母子・父子自立支援員

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付をはじめ、ひとり親家庭の方のあらゆるご相談に応じ、自立に必要な情報提供や問題解決のお手伝いをします。

問合せ先

こども家庭課 TEL 0299-90-1205